

三井物産環境基金
～未来につながる社会をつくる～

2015年度 研究助成
募集要項

2015年9月

三井物産株式会社

目 次

はじめに	1
1. 応募資格	3
2. 助成対象	3
2.1 研究領域	3
2.2 研究課題	5
2.3 対象地域	6
2.4 評価基準	6
2.5 継続申請	6
2.6 非対象研究	7
3. 助成期間	7
4. 助成金額と使途	7
4.1 1 件あたりの助成金額	7
4.2 助成金の使途	7
4.3 助成の対象とならない費用	8
4.4 自己資金比率	8
4.5 助成金支払い時期	8
5. 報告の義務	9
5.1 進捗報告	9
5.2 会計報告	9
5.3 最終報告	9
5.4 現地訪問	9
6. その他条件	9
6.1 助成契約の締結	9
6.2 成果の公表	9
6.3 助成を受ける団体の成果等の公表	9
7. 選定方法	10
7.1 選定プロセス	10
7.2 選定結果の通知・開示	10
8. 応募手続き	11
8.1 応募締切	11
8.2 申請書類	11
8.3 申請書類に関する注意事項	12
8.4 申請書類の提出先	12
8.5 お問い合わせ先	12
8.6 個人情報の取り扱い	13

はじめに

当社は 2005 年より、環境分野における助成プログラムとして「三井物産環境基金」を立ち上げ、地球環境問題の解決と持続可能な社会の構築に貢献する様々な案件を支援してきました。具体的には、環境貢献活動を対象とした「活動助成」、及び研究を対象とした「研究助成」の 2 つのプログラムを通じ助成を行っています。更に 2011 年度からは、東日本大震災による未曾有の被害に鑑み、地震・津波によって発生した様々な環境問題を改善・解決し、持続可能な社会の再生を目指す、復興への取り組みに対し活動助成及び研究助成の双方のプログラムで助成を行っています。

三井物産環境基金では、助成開始当初から対象となる課題分野として「地球気候変動問題」、「エネルギー問題」などの自然科学的な課題を 7 つに分類して、取り上げてきました。その後、助成プログラムの開始当時と比較して、気候変動への対応の変化や、持続的な地域コミュニティの形成の必要性が極めて大きくなってきました。そこで 2014 年度より、これまで対象課題として設定していた 7 つの分類を改め、4 つの大きな領域にくくり直し、より広い範囲の課題に対する取り組みを新しく助成の対象となるように見直しをしました。

「環境」という言葉について、従来の自然科学的な側面からとらえる考え方から、より広くひとを取り巻くすべてのものを含め幅広く捉える考え方に変化してきました。この「環境」とは、「ひとを取り巻くすべてのものを含め幅広いもの」という考え方に基づき、「環境の変化に対する監視や警鐘を鳴らすもの」、「環境を人為的に損なうことのないようどのように調整を行っていくか」、「環境の変化をどのように受け入れていくか」ということを中心に考え、領域を設定しました。

このため、「未来につながる社会をつくる」ことを助成プログラムが目指すべき主要な命題として位置づけ、環境へのアプローチごとに、より大きなくくり方として以下の 4 つの領域を対象課題として設定しました。

- A 地球環境
- B 資源循環
- C 生態系・共生社会
- D 人間と社会のつながり

ただし、これまでの 7 つの分類を包括する形で、より幅広い 4 つの領域を設定したので、従来の 7 つの分類に該当する案件が引き続き対象となっている点に変更ありません。

なお、震災から 4 年が経ちましたが、三井物産環境基金では、今後も環境基金が対象とする領域の中の重要なテーマとして、震災復興への取り組み案件の募集も行います。

案件選定にあたっては、“学際・総合性”の視点を重視しつつ、当該研究が地球環境問題の解決や持続可能な社会の実現に高く貢献すること（“社会への高い貢献性”）、さらに、当該研究の成果が社会に広く伝わること（“成果の社会への発信性”）に配慮しています。

日頃、様々な研究に取り組んでいらっしゃる皆様の積極的なご応募をお待ちしております。

当社の研究助成について

当社の社会貢献は国際交流、教育、環境の三分野を中心として、様々な取組を行っていますが、環境面における社会貢献活動としてもっとも重要な取組が、三井物産環境基金です。既にご説明申し上げた様に地球環境問題の解決と持続可能な社会の構築に資する、NPO を中心とする非営利団体の活動と大学を中心とする研究を対象に支援を行っております。

総合商社として貿易や事業投資、金融等を駆使した資源開発等を本業とする当社が、環境分野における社会貢献として、なぜ大学や研究機関の行う科学研究を支援するのか、その意義はどこにあるのか、当社自身にとっても重要かつ真剣なテーマです。

現代社会は、環境問題、貧困や児童労働、人権やジェンダーにかかわる問題、政治、経済、宗教など様々な、しかも深刻な多くの問題に直面していますが、環境に係る問題は、人類の未来、発展にとって極めて大きな問題です。気候変動、干ばつ・砂漠化、水問題、森林消失、生物多様性の喪失等、様々な問題と、人口爆発やエネルギー消費など人類が地球環境に対し非常に大きな負荷を掛けていることは大きな関係があると考えられます。一方で、人類は今後も安全で人間らしい生活をおくることができる未来、持続可能な社会を求めてゆかなければなりません。CO₂の削減や省エネルギーなどの研究が進み、様々な技術や商品が開発され、利用され始めてはいますが、まだまだ多くの解決を待つ問題があります。これらの環境問題はすべてが複雑に絡み合い、より総合的、分野横断的な分析・研究に基づく解決策の追及が必要であると考えています。

当社の環境基金はこのような学際的、総合的な研究を支援することにより、現代の環境問題により実践的に取り組み、成果を上げたいと考えています。もちろん、基礎研究や萌芽的研究を否定するものではありません。一方で、現代の環境課題に対する深い問題意識に基づき実践的な解決策を迫るための研究、そのためにも学際的、総合的な取組による研究を支援したいと考えています。科学研究のための様々な資金のなかで、一民間企業の提供する資金として、当社がどのような意図により基金を運営しているのか、何を目的としているのか、より具体的にご説明することにより、第一線で活躍されている研究者の皆様のご賛同を得て、皆様の英知を結集して、未来への道筋を切り拓いて頂きたいと考えるものです。

また、3.11 東日本大震災後の東北地方の自然、農林・水産業を中心とする産業基盤や社会基盤の復旧、復興については全日本的課題として、課題解決型の研究について皆様のご応募をお待ちしております。

1. 応募資格

日本国内に拠点を持ち、かつ、研究実績を3年以上持つ、下記①～⑤のいずれかの団体に所属する個人、グループ等を対象とします。

- ① 大学、高等専門学校（※ 1）
- ② 公的研究機関（※ 2）
- ③ 公益法人（※ 3）
- ④ 特定非営利活動法人（NPO 法人）
- ⑤ 上記①～④の協働グループ

なお、申請は、申請代表者が所属する団体からとし、当該団体の上長（契約権限を有する方、例えば、大学の場合は学部長、学長等、公益法人・NPO 法人等の場合は理事長等）の承諾を得ていることを条件とします。また、大学、高等専門学校、公的研究機関に関しては、申請代表者は、当該団体に所属する職員の方とします。

※ 1 高等専門学校も応募資格対象とします。

※ 2 公的研究機関とは、国立研究開発法人、独立行政法人、地方独立行政法人、自治体の研究機関を指します。

※ 3 公益法人とは、2008 年の公益法人制度改革後の一般社団・財団法人、公益社団・財団法人を指します。

2. 助成対象

2.1 研究領域

研究助成については、“学際・総合／政策研究”、“国際共同研究”、“未来指向研究”を3つの基本的な領域として設定し、このうち、“学際・総合／政策研究”であることは必須条件とし、同領域あるいは同領域を含む複数に合致するものを対象とします。

また、単なる観察型研究ではなく、「問題解決型研究」として社会に貢献する研究であり、具体的な提言を含むことを必須とします。

なお、本基金における研究には、東日本大震災の被災によって発生した環境問題の改善・解決、及び被災した地域における、地球環境に配慮した持続可能な社会の復興・再生を行う研究（復興案件）も含まれます。

本基金における環境研究の捉え方、及び助成研究設定の基本的な視点等については、次ページ 「案件選定委員からのメッセージ」をご参照ください。

- A. “学際・総合／政策研究”：特定の専門分野内に留まらず、地球環境問題の解決に向けて複数の分野にまたがる包括的な視点等を有している研究、乃至は、その成果が効果的な政策、制度設計等へ貢献すると考えられる研究。
- B. “国際共同研究”：海外研究機関等と共同の研究体制を形成し、国際的な地球環境問題の解決に貢献すると考えられる研究。
- C. “未来指向研究”：過去の解釈、分析等に留まらず、地球環境問題の解決に向け、中長期的視野で目指すべき将来の方向、姿、乃至はその実現に向けての戦略、シナリオ等を提示し得ると考えられる研究。

＜案件選定委員からのメッセージ＞

本基金における環境研究の捉え方、および助成研究選定の基本的な視点等について

環境問題は人間活動の影響が地球の能力の限界を超えることで生じるものであり、この両側面の定量的研究と相互作用の分析が問題解決の第一歩であります。単なる観察型の研究を行うことだけでなく、問題解決に資する成果を出すことによって、社会に貢献することが求められる研究分野でもあります。本基金として支援の対象として優先したい“環境研究”とは、明確に問題解決型研究として位置づけられるもので、具体的な提言を含むものであります。

本基金では、“学際・総合／政策研究”、“国際共同研究”、“未来指向研究”を3つの基本的な領域として設定していますが、環境研究においては、環境問題が持つ複雑、複合的課題に対応した総合的な視野・視点を持ち、自然科学・社会科学の双方に係る要素の解析を行い、最適と思われる解を導くような“学際的かつ総合的な研究”であることが必須であると考えます。こうした研究に取り組むには、細分化された専門的組織、あるいは、単一の機関に所属するメンバーのみで構成された研究組織では不十分で、オールジャパン的視野で選抜されたハイレベルな人的構成による研究体制をもつことが必要であると考えます。加えて、環境問題の個別性、地域性を踏まえた上で、現実に根ざした着眼点があるかどうかにも着目したいと考えます。

レベルの高い問題解決型の環境研究の提案を期待します。

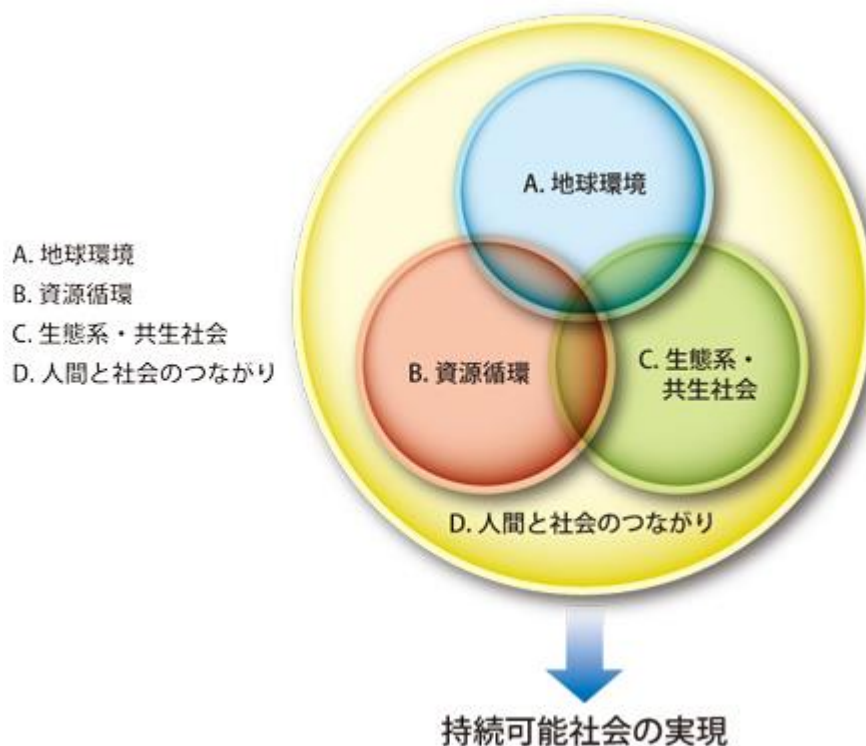
2.2 研究課題

具体的な研究課題としては、申請者が主体的に取り組む地球環境問題の解決と持続可能な社会構築に貢献するものとして、下記に示す問題の解決に係るものとします。(必ずしも下記の全ての課題の案件が選定されるとは限りません。)

A. 地球環境	自然の変化をモニタリングし、その結果に基づく必要な警鐘と対応につながる活動
B. 資源循環	資源の効果的管理および活用につながる活動
C. 生態系・共生社会	生態系サービスの保全と利用、並びに生態系と人間が共存するための調整につながる活動
D. 人間と社会のつながり	環境問題を基盤にした、人と社会の関係の再構築に繋がる活動

【対象課題の区分の改定について】

2014 年度から、対象課題の区分を 7 つの分類から 4 つの領域に改定しました。なお、地球環境問題の解決と持続可能な社会の実現を主たる課題と位置づけ、その解決を目指す案件を、本基金の対象としている点などは変更ありません。



2.3 対象地域

研究を実施する地域は、日本国内、及び海外いずれも対象とします。

2.4 評価基準

以下の基準に基づき評価・選定を行います。

- ① 本基金の目指す領域（“学際・総合／政策研究”、“国際共同研究”、“未来指向研究”）及び方向性（“問題解決型研究”で具体的な提言を含むもの）への適合（必須条件）
 - “学際・総合／政策研究”、“問題解決型研究”であることが必須条件。
- ② 研究テーマ設定の妥当性、有効性
 - 研究テーマ設定の妥当性、有効性について評価します。
 - 社会への高い貢献につながる環境問題（2.2 で示した 4 つの研究課題が対象）の抜本的な解決に向け、適切、効果的な研究テーマの設定がなされているか否かを評価します。
- ③ 研究の実効性
 - 事業計画、手法等の観点から、着実、かつ実効性ある研究の遂行が期待されること。
- ④ 予算設計の妥当性
 - 研究の遂行上、適切、的確な予算計上がなされていること。
- ⑤ 案件推進能力
 - 実施主体が当該研究の遂行に十分な能力を持つと考えられること。
- ⑥ 関連実績
 - 関連する研究実績について評価します。申請テーマ等に関する研究論文、メンバーの方々の略歴等から、実績の有無、質の観点で評価します。
 - 但し、新たな取り組みやチャレンジ等を妨げるものではありませんので、そうした方向を志向している申請の場合には、③（研究の実効性）の補完的な項目として評価を行います。
- ⑦ 社会への発信
 - 研究計画の中に、社会への発信の仕組みが組み込まれていることを歓迎します。

2.5 継続申請

過去に当基金から助成を受け、助成期間が終了した研究につき、その研究内容を継続する申請も受け付けます。但し、単なる従来の延長線上の研究ではなく、より高い成果を目指して研究内容を発展させたものに限ります。

2.6 非対象研究

下記のような研究は、対象外とします。

- ① 営利（特許取得、商品開発等）を目的とした研究
- ② 政治的・宗教的な活動を目的とした研究
- ③ 他機関から、本基金の申請額を上回る助成を受けている、あるいは受ける予定のある研究
- ④ 他機関からの委託研究
- ⑤ 他の団体等への委託等が大半を占める研究
- ⑥ 既成の研究機器の購入のみを目的とする研究
- ⑦ 研究装置の製作のみを目的とする研究
- ⑧ 特定の事業者や個人の利益に寄与すると見なされる研究

3. 助成期間

2016年4月より3年以内とし、この期間を対象として1年単位で助成契約を締結致します。

4. 助成金額と用途

4.1 1件あたりの助成金額

1案件あたりの助成金額の上限は設定しません。但し、当該案件を効率的に実施するために必要な金額の範囲内とします。

4.2 助成金の用途

以下の費用を助成の対象とします。

人件費（下記4.3参照）	旅費・交通費・宿泊費
機械・物品購入費	業務委託費
借料・会議費・通信費・印刷費	その他

なお、上記に関連した留意点は、下記①～③のとおりです。

① 業務委託費（第三者への委託）

当該研究の一部を第三者に委託する場合は、申請書の「実施体制」の欄に具体的な委託内容も含め明記してください。当該箇所に記載なく新たに発生した第三者への委託は、改めて当社の承認を得る必要があります。

業務委託をする場合は、会計報告の際に、業務委託の詳細（仕様等）が分かる資料を提出して頂きます。

② 費目の内訳の記載

「消耗品」「事務用品」は、助成が決定した際に、内訳を明記していただきます。

③ 一般管理費

一般管理費については、組織運営、会計処理上等の理由により計上せざるを得ない場合には、年間予算総額の 10% を上限として申請して下さい。（「その他」の費目に記載してください。）

4.3 助成の対象とならない費用

申請団体が大学、高等専門学校もしくは公的研究機関の場合、当該団体に所属する常勤職員の人件費は助成対象外とします。但し、アルバイト、ポストドクター等の人件費は助成の対象とします。

その他の団体は、常勤・非常勤を問わず、申請案件に関わる人件費（事務局人件費を含む）を、助成の対象とします。なお、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人であっても、行政の外郭団体等については、人件費は助成対象外とします。

また、本研究以外の使用が主と考えられる汎用的な機器・物品の購入費は助成の対象外となります。（そのような機器・物品を計上・購入された場合、事務局の判断で削除をお願いする場合があります。）

4.4 自己資金比率

申請団体が、特定非営利活動法人（NPO 法人）及び一般社団・財団法人、公益社団・財団法人の場合、案件の総支出額に占める自己資金の比率が 20% 以上であるものを対象とします。

申請団体が大学、高等専門学校、公的研究機関等の法人の場合は、当該団体に所属する常勤職員の人件費を助成の対象外とすることから、自己資金は不要です。

なお、自己資金とは、自主事業の収入、会費・寄付金、他の助成金・補助金等とします。但し、助成金・補助金については、本基金の申請時点で取得が確定しているもののみとします（申請段階であり取得が確実でないものや、金額が確定していないものは不可）。

4.5 助成金支払い時期

- ① 6.1 に記載する助成契約締結後、初年度分（助成開始時期から 2017 年 3 月まで）の助成金を支払います。
- ② 複数年に亘る案件については、2 年度以降の助成金を、進捗報告及び会計報告の提出（5.参照）を確認後、各年度の 5 月末日までに支払います。

5. 報告の義務

5.1 進捗報告

複数年に亘る助成の場合は、2016 年 10 月末日を第 1 回目として、以降 6 ヶ月毎に所定の様式で案件の「進捗報告書」を提出して頂きます。助成期間が 1 年の場合は、進捗報告書を 1 回提出して頂きます。助成終了時の進捗報告書は 5.3 に記載の「最終報告書」を以ってこれに代えます。

5.2 会計報告

2016 年 10 月末日を第 1 回目として、以降 6 ヶ月毎に所定の様式で案件の「会計報告書」を提出して頂きます。

5.3 最終報告

助成終了後に所定の書式にて「最終報告書」（会計報告を含む）を提出して頂きます。

5.4 現地訪問

助成案件の実施状況および成果確認のため、必要に応じ現地を訪問させて頂く場合があります。

6. その他条件

6.1 助成契約の締結

助成を受ける団体等は、上記条件を含む助成契約を当社と締結して頂きます（当社所定の契約書にて締結頂きます。）。なお、契約主体は、申請代表者が所属する団体とします。（契約期間は、3. で示したように助成期間全体を対象とします。）

6.2 成果の公表

助成案件の成果は三井物産ホームページ等で公表する場合があります。また、本基金の成果発表会や講演会等で発表をお願いする場合があります。

6.3 助成を受ける団体の成果等の公表

助成を受けた団体には、当該団体のホームページ、ニュースレター、会報等を通して、助成案件の推進及びその成果を広く社会に発信して頂きます。対外公表する際には、本基金から助成を受けた旨を明示して頂きます。

助成を受けた研究の成果に係る特許や著作権等の知的財産権は、申請者に帰属します。当社がそのような権利を主張することはありません。

7. 選定方法

7.1 選定プロセス

助成研究の選定は、環境問題を専門とする研究者による 1 次審査、社外有識者を含む案件選定会議における審査、ならびに当社役職員により構成される案件審議会による総合的判断に基づき決定されます。

なお、申請総額の大きい研究については、上記の選定プロセスに加え、1 次審査の通過案件を対象に、プレゼンテーション審査を実施いたします。プレゼンテーション審査の対象案件の申請代表者には、2016 年 1 月 12 日までに審査時間等の詳細をご連絡いたします。

【プレゼンテーション審査日程】

日 時： 2016 年 1 月 26 日（火）

場 所： 三井物産株式会社 本社

（東京都千代田区丸の内 1-1-3 日本生命丸の内ガーデンタワー）

7.2 選定結果の通知・開示

① 最終的な選定結果は、2016 年 3 月中に、申請代表者にご連絡します。

② 選定された研究は、当社ホームページにて公表します。

なお、今回選定に至らない研究に関しては、次回の再応募を妨げません。

8. 応募手続き

8.1 応募締切

2015 年 11 月 16 日(月)

消印有効。

直接の持込やバイク便は受付ません。

8.2 申請書類

所定の申請書類を用いて提出してください。所定の申請書類は、三井物産ホームページ <http://www.mitsui.com/jp/ja/csr/contribution/fund/index.html> からダウンロードしてください。

【提出資料】

申請団体（申請代表者）		大学 高等専門学校 公的研究機関	公益法人※ NPO 法人
提出資料及び必要部数			
①申請書類（紙媒体）			
申請書[1] 概要・予算（エクセル）	1 部	○	○
申請書[2] 研究内容詳細（ワード）	1 部		
②電子ファイル			
申請書[1] 概要・予算（エクセル）	1 部	○	○
申請書[2] 研究内容詳細（ワード）			
アンケート			
③団体の定款・寄付行為またはこれに相当する規約等	2 部	不要	○
④役員会など、団体の意思決定機関の名簿	2 部	不要	○
⑤財務関連書類 3 年分（決算が済んでいる直近 3 年間） > 直近の過去 3 年間の収支の詳細がわかる資料（決算書類、事業報告書、またはこれに相当する書類）。 > 法人格取得から 3 年未満の団体は、提出できる範囲で可。但し、3 年間以上の活動経歴や活動実績を裏付ける資料（団体パンフレット等）をご提出下さい。 （復興案件の場合には提出できる範囲で可）	2 部	不要	○
⑥送り状	1 部	○	○

※一般社団・財団法人、公益社団・財団法人

注) ①申請書類（紙媒体）

※ 印刷の上、申請書[1] [2]をひとまとめにし、1 部提出してください（A4 印刷、片面印刷・両面印刷のいずれでも可）。

②電子ファイル

※ 上記①の申請書[1]、申請書[2]、及びアンケートを、CD-R 等の電子記憶媒体に保存し、同封してください。

※ 申請書[1][2]の内容は必ず紙媒体と同一としてください。電子記憶媒体に保存された申請書と紙媒体が異なる場合、電子記憶媒体に保存された申請書[1][2]を正として、審査を行います。

※ 申請書[1] 概要・予算はエクセルファイル、申請書[2] 研究内容詳細はワードファイルのまま保存してください。PDF ファイル等への変換はしないでください。

※ アンケートについては、電子ファイルのみの提出で結構です。

⑥送り状

※ 団体代表者印には、原則として公印を押印してください。

8.3 申請書類に関する注意事項

- ① 申請書類は書面で郵送による提出のみ受付けます・(電子メールでの送付、バイク便や直接の持ち込みは受付けません。)
- ② 申請書は、白黒でも認識できるようにしてください。
- ③ 提出いただいた申請書類は返却いたしません。また、提出いただいた申請書の差し替えはできません。
- ④ 必要に応じて、団体概要を示す資料などの提出をお願いする場合があります。
- ⑤ 申請書の不足や記入漏れ等の不備がある場合は、申請を受け付けない場合があります。
- ⑥ 締切日以降の受付は、一切いたしません。

8.4 申請書類の提出先

〒100-8631 東京都千代田区丸の内 1-1-3
三井物産株式会社 環境・社会貢献部
環境基金「2015 年度 研究助成」係

8.5 お問い合わせ先

電話 : 03-6705-6153
メール : 15MEF-KenkyuTKVCF@mitsui.com

8.6 個人情報の取り扱い

当社は、個人情報保護法及び関連諸法令を遵守し、申請者から提供いただいた個人情報を適切に管理し、以下の通り取扱います。

① 個人情報の利用目的

申請者から当社に提供いただいた個人情報は、その全部または一部を、以下の目的で利用いたします。

- 助成審査・選定、及び助成実施のため
- セミナー、交流会など当社主催のイベントへのご案内のため
- その他上記業務に関連・付随する業務のため

② 個人情報の提供

当社は、申請者の同意をいただいた場合又は法令に基づく場合を除き、申請者より提供いただきました個人情報を第三者に開示、提供いたしません。

③ 個人情報の預託

当社は、上記①の利用目的を達成するために、申請者の個人情報を当社の委託先に預託する場合があります。当社は、申請者の個人情報を当社の委託先に預託する場合には、適切な委託先を選定するとともに、委託先の義務と責任を契約により明確にする等、委託先において個人情報が安全に管理されるよう適切に監督いたします。

④ 提供内容の開示、訂正、及び利用停止等について

申請者から申請者自身に関する個人情報の開示・訂正・利用停止・消去・第三者への開示・提供の停止等の依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別の理由がない限り速やかに対応いたします。詳細は上記 8.5 三井物産環境基金事務局までお問い合わせください。

以 上